

政策整理番号	16	施策番号	7	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	経済商工観光部 商工経営支援課	関係部課室		
政策名	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出			政策番号	2 - 5 - 1	
施策番号	7	施策名	魅力ある商店街づくりによる商業の振興			
施策概要	人々の日常の買い物の場となっている商店街をきれいで明るい空間に整えたり、人々が集える場所や買い物をしやすい仕組みをつくり、買い物に行きたくなるような商店街づくりを目指します。					
政策評価指標 / 達成度	中心市街地活性化基本計画策定市町村数及びTMO認定数		A,B			

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している) ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果					活動(事業) によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業) [商工経営支援課]	商業団体等	商店街の活性化を図るためのソフト事業に対し助成した。	補助事業の件数(件)	11	3	1	商店街活性化事業が実施され、商店街の魅力がアップした。	中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数(市町、団体)	14,6	15,6	17,7
					14,000	2,048	519					
					1272.7	682.7	519.0					
1	地域商業活力創造事業(中心市街地商業活性化支援事業) [商工経営支援課]	TMO等	中心市街地の活性化を図るためのソフト事業に対し助成した。	補助事業の件数(件)	3	3	3	中心市街地活性化事業が実施され、中心市街地が活性化した。	中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数(市町、団体)	14,6	15,6	17,7
					2,877	3,610	2,237					
					959.0	1203.3	745.7					
1	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業) [商工経営支援課]	TMO	TMOの事業基盤確保事業に対し助成した。	補助事業の件数(件)		1	2	TMOが事業基盤確保事業を実施し、TMOの経営が安定した。				
						509	1,499					
						509.0	749.5					
1	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業) [商工経営支援課]	商業団体等	中心市街地の活性化を図るため、TMOや行政を対象に研修会等を実施した。	補助事業の件数(件)	4	3	1	成功例等の情報を事業に結びつけ、中心市街地活性化の活動が盛んになった。	参加人数(人)	136	123	39
					749	733	0					
					187.3	244.3	0.0					
				事業費計(千円)	17,626	6,900	4,255					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・商店街及び中心市街地の活性化は、まちづくりをしていく上で重要な課題であり、魅力ある商店街づくりの主体となる商工団体等、中心市街地の活性化によるまちづくりの主体となる市町村の取組に対し、国、県がサポートする形で支援を行っている。役割分担等については、国、市町村、商工団体等と連携し分担して事業を実施しており「適切」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・成果指標・政策評価指標である中心市街地活性化基本計画策定市町村数は仮目標値を上回っているが、TMOの認定数は仮目標値を下回っている。しかし、政策評価指標は2つとも向上しており、事業の成果は上がっていると考えられるので、「概ね有効」と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>各事業は効率的及び概ね効率的に施行されており、施策全体としては「概ね効率的」と判断する。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各事業は施策の目的である魅力ある商店街づくりに向け実施されている。施策は成果があがっており、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・商店街の衰退は地域住民の生活の利便性に大きな影響がでることが予想されることから、今後も継続的に商店街の活性化を支援していく必要がある。なお、今後の商店街の活性化支援については、まちづくりの一環の中で考え実施していく必要がある。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
<p>・商工団体等が主体となって事業を実施し、県と市町村が協調して支援している。</p> <p>・商店街の衰退が進んでおり、活性化の必要性がある。</p> <p>・対象を明確にして事業を設定しており、重複等はない。</p>	<p>中心市街地の活性化に計画的に取り組む市町村及び活性化事業の主体となるTMOが増えており、施策目的の実現につながったと判断する。</p>	<p>補助の実施事業が年度により異なるので比較できないが、単位あたりの事業費は減少している。事業は効率的に実施されたと判断する。</p>
<p>・TMO等が主体となって事業を実施し、国の制度に基づき県が支援を実施している。</p> <p>・商店街の衰退が進んでおり、活性化の必要性がある。</p> <p>・対象を明確にして事業を設定しており、重複等はない。</p>	<p>中心市街地の活性化に計画的に取り組む市町村及び活性化事業の主体となるTMOが増えており、施策目的の実現につながったと判断する。</p>	<p>補助の実施事業が年度により異なるので比較できないが、単位あたりの事業費は減少している。事業は効率的に実施されたと判断する。</p>
<p>・TMOが主体となって事業を実施し、県が支援を実施している。</p> <p>・商店街の衰退が進んでおり、活性化の必要性がある。</p> <p>・対象事業を明確にしており、重複等はない。</p>	<p>補助事業で実施した店舗の運営は、軌道に乗り始めており、施策目的の実現につながったと判断する。</p>	<p>補助の実施事業が年度により異なるので比較できないが、単位あたりの事業費は増加しているものの、事業は効果も出ており概ね効率的に実施されたと判断する。</p>
<p>・中心市街地の活性化を目指す市町村やTMOの事業活動をサポートするため、県が情報交換や勉強等の場を設定している。</p> <p>・商店街の衰退が進んでおり、活性化の必要性がある。</p> <p>・他に同様の事業はなく、重複等はない。</p>	<p>研修会の参加者を市町村、TMOのみに変更したことにより参加人数は減少したが、改正中心市街地活性化法への対応について意見交換及び情報収集を行い、施策目的の実現に貢献したと判断する。</p>	<p>経費をかけずに研修会を実施しており、効率的に実行されたと判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
『宮城の将来ビジョン』における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	商店街の衰退が進み大きな社会問題となってきており、活性化の必要性があることから、次年度も引き続き同程度の事業内容で実施する。「中心市街地商業活性化支援事業」
取組24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実
維持	中心市街地の衰退が進み大きな社会問題となってきており、活性化の必要性があることから、次年度も引き続き同程度の事業内容で実施する。「中心市街地商業活性化支援事業」
取組24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実
廃止	中心市街地活性化法が改正され、事業の対象であったTMOの法的根拠がなくなったため、TMOのみを対象としたこの事業は廃止する。
維持	中心市街地の衰退が進み大きな社会問題となってきており、活性化の必要性があることから、次年度も引き続き同程度の事業内容で実施する。「中心市街地商業活性化支援事業」
取組24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

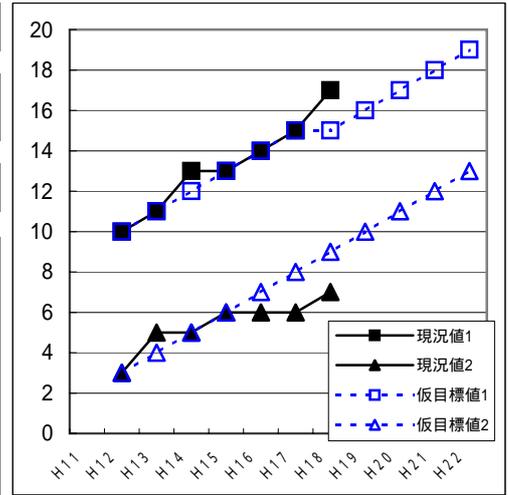
16

施策番号

7

対象年度	H18	作成部課室	経済商工観光部 商工経営支援課	関係部課室	
政策名	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出			政策番号	2 - 5 - 1
施策番号	7	施策名	魅力ある商店街づくりによる商業の振興		

政策評価指標		単位						
中心市街地活性化基本計画策定市町村数及びTMO認定数		市町、団体						
目標値	H17	15市町	8団体	H22	19市町	13団体		
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H12	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	10	10	11	13	13	14	15	17
仮目標値	3	3	5	5	6	6	6	7
仮目標値		10	11	12	13	14	15	15
達成度		-	A	A	A	A	A	A
			A	A	A	B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を策定した市町村数及びTMO(タウンマネジメント機関)の認定数

政策評価指標の選定理由

・市町村において中心市街地活性化基本計画が策定され、TMOが設立、認定されることは、活性化に向けた事業を推進していくうえで、その企画・調整機能を果たしながら牽引的役割を担っていくことが期待され、地域商業の新たな展開に資するものと考えられることから、本指標を選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・達成度:A, B
 ・平成18年度においては利府町、岩沼市が中心市街地基本計画を策定した。利府町においてTMOの認定があった。
 ・県内各市町村において合併が進んでいることから、中心市街地を核とするTMO構想の活動が一時停滞したものと考えられる。
 ・中心市街地活性化法が改正され、これまで策定された中心市街地活性化基本計画及びTMOの法的根拠がなくなったことから、新たな指標の設定が必要である。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・県の事業は、ソフト・ハードの両面から地域の取り組み状況に合わせて支援を行うものであり、商店街の活性化に向けた合意形成や施設整備等で一定の成果を上げていることから、本事業群は施策目的達成のため概ね有効であると評価される。
 ・中心市街地活性化法が改正され、これまで策定された中心市街地活性化基本計画及びTMOの法的根拠がなくなったことから、新たな指標の設定が必要である。